

(2)

大本營及終戰事務連絡委員會關係(終戰處理會議を含む)

RM'-0001

0017

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

極秘

昭和二十八年八月九日
閣議決定

聯合國軍隊駐屯ニ伴ヒ地方重要地点ニ連絡折衝機關設置ノ件
聯合國軍隊駐屯ニ伴フ諸案件ヲ円滑ニ處理スル為メ連絡處理上必要ト認ムル
地点ニ左記要領ニ依リ連絡折衝機關ヲ設置シ聯合國軍隊ト地方官廳、地方公
共団体又ハ地方民トノ間ニ於テ直接折衝ニ仍リ無用ノ摩擦ヲ生ゼシメザル様
措置スルモノトス

要領

- 一、本連絡折衝機關ハ外務省ノ機關トシ、關係官ヲ出張駐屯セシムルモノトス
- 二、本機關關係官ハ外務省、大東亞省其他ノ對外折衝ハ經驗者ヲ以テ充ツ
- 三、本機關ト地方廳トノ連絡ヲ緊密ナラシムル為メ、地方總監府及地方廳ハ關
係官若干名ヲ本機關ニ派遣協力セシム
- 四、差當リ地方總監府ノ所在地ニ對シテハ本機關ヲ急速設置ス

終戦連絡事務局ニ關スル説明振

- 一、聯合軍要求第三號別紙甲號七、ノ機關トノ關係
本事務局ハ聯合國側要求ノ機關ト同一ナルモノトス、但シ本事務
局ノ中央事務局ハ先方要求ノ「中央機關」ヨリモ廣汎ナル事務ヲ
掌ルモノナルヲ以テ中央事務局ニ關スル限り其ノ一部カ「中央機
關」ニシテ殘部ハ外務省固有ノ機關タルノ性質ヲ有スル次第ナリ
- 二、終戦事務連絡委員會トノ關係
外務大臣カ本事務局ヲ運用シ聯合國側ト連絡スルニ當リテハ終戦
處理會議ノ下部機構タル終戦事務連絡委員會ト密切ニ連絡ヲ保ツハ
ク前者ハ主トシテ窓口業務ニ當リ後者ハ主トシテ大本營政府ノ業
務分擔ノ確定及根本方針ノ審議ニ當ルモノトセハ好都合ナリ
而シテ委員會ノ庶務ハ外務省ノ掌ル所トスルコト適當ト認ム
- 三、各廳トノ關係
本事務局ハ聯合國トノ連絡ニ關シテハ責任ヲ負フモノナルモ先方

RM'-0001



要求ノ實施ニ付テ國內的ニハ必スシモ權限ヲ有スル次第ニ非ス、
即チ關係各廳ハ其ノ主管事項ノ實施ニ關シテハ固有ノ權限ニ基キ
テ之ヲ爲スモノトス
從ツテ本事務局ハ動モスレハ、對外的ニノミ責任ヲ負ビ對內的ニ
ハ何等發言權、實行力ヲ有セザル所ノ遊離セル存在トナル懼アリ
仍テ關係各廳トノ關係ニ付テハ一面前記二、ノ連絡委員會運用等
キヲ得ルト共ニ他各廳（陸海軍ヲ含ム）ヨリ有能ナル擔當官ヲ
獲瀆的ニ本事務局ニ入ルルコトヲ極ニ希望ス、右各廳擔當官ハ連
絡事務局官制第八條末項「一連絡官」タルモノトス
四 現ニ内務省内ニ在ル連絡委員會幹事會トノ關係
現ニ内務省内ニ於テ開催中ノ連絡會議ハ終戰連絡會議ノ幹事會ノ
如キ性質ヲ有スル建前ナルヘキモ實際ハ八月三十一日迄ニ應急の事
務ノ處理ニ當リ居ル次第ナルヲ以テ終戰連絡事務局ノ發足、共ニ之
ヲ改組シ前記二、ノ如ク主トシテ大綱ノ連絡ニ當ル委員會ノ委ニ

立歸ルト共ニ現ニ幹事級トシテ活躍中ノ各廳職員ハ前記三、ノ如
ク成ル可ク終戰連絡事務局内ニ吸收スルコト望マシ
五 厚木、横濱、鹿屋機關トノ關係
此等機關ハ臨時的性質ノモノニシテ本事務局發足ニ伴ヒ概ネ八月
三十一日ノ業務終了ト共ニ本事務局ノ現地機構ニ引續カルヘキキ
ノナリ、但シ實際問題トシテハ軍事關係事項ニ付テハ重側ト先方ト
ノ現地ニ於ケル直接接觸ハ先方亦之ヲ拒ミ居ラサルニ付先軍側
ニ於テモ其ノ續リニテ對處セラレシコトヲ要請スル次第ナリ

RM'-0001



RM'-0001

0020

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

公 信 案 一

而して委員会、庶務、外務省、高等、所、ト、ニ、ト

外 務 省

二、終戦事務連絡委員会ト、南洋
外務大臣カ本事務局ヲ運用シ、聯合國側ト連絡
スルニ当リテハ、終戦処理會議、下部機構タル終
戦事務連絡會ト密切ニ連絡ヲ保ツヘク、前
者ハ主トシテ、空口業務ニ當リ、後者ハ主トシテ、大本營
政府ノ業務分担ノ確定及根本方針ノ審議ニ
當ルモノトモ、ハ好都合ナリ

(日本標準規格B5)

11

水直木

人事課

岡崎

政一七

終戦連絡事務局ニ因リテ、説明振

一、聯合軍要求ニ對シテ、別紙甲号七、機南ト、南洋

本事務局ハ、聯合國側要求ノ機南ト同一ナルモノトス

但シ、本事務局ハ、中央事務局ハ、先方要求ノ、中央

機南ヨリ、ニ、廣汎ナル事務ヲ管掌ルモノナルヲ以テ

中央事務局ニ由ルニ限リ、其ノ一部カ、中央機南

ニシテ、残部ハ、外務省固有ノ機南タルノ性質ヲ有

スル次者ナリ

外 務 省

(日本標準規格B5)

適者ト認ム。

三、各廳トノ關係

本事務局ハ聯合國トノ聯絡ニ由リテハ其責任ヲ負
フモノナルニ先方要求ノ實施ニ付テ國內的ニハ作スルモ
權限ヲ有スル次第ニ非ス。即チ關係各廳ハ其ノ
主管事項ノ實施ニ由リテ固有ノ權限ニ基キテ
之ヲ爲スモノトス。

從テ本事務局ハ對外的ニハ其責任ヲ

公
信
案

外
務
省

(日本標準規格-B5)

了員七對内的ニハ何等發言權、實行力ヲ有セサル所
ノ游離セル存在トナル堪アリ。

仍テ關係各廳トノ關係ハ一面前記ニ、連絡委

員會ノ運用宜シキヲ得ト共ニ他面各廳(陸海

軍ヲ含ム)ヨリ有能ナル担当者ヲ積極的ニ本事務

局ニ入ルルコトヲ特ニ希望ス。右各廳担当者ハ

連絡事務局官制第一條末項ノ連絡官タルモノ

トス。

公
信
案

外
務
省

(日本標準規格-B5)

RM'-0001

0021

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

四、現ニ内務省内ニ在ル連絡委員會幹事會トノ
關係

現ニ内務省內ニ於テ開催中ノ連絡委員會議ハ終戦
連絡會議ノ幹事會ノ如キ性質ヲ有スル建前ナルハ
キニ實際ハ八月三十一日迄ニ應急的事務ノ處理ニ
當リ居ル次第ナルヲ以テ終戦連絡事務會ノ成立
ト共ニ之ヲ改組シ前記ニ如ク主トシテ大綱連
絡ニ當ル委員會トシテ之ニ立脚ルト共ニ現ニ幹事

公
信
案

外
務
省

(日本標準規格 B5)

級トシテ活躍中ノ各廳職員ハ前記ニ如ク成
ル可ク終戦連絡事務會内ニ吸収スルニ望ミシ。
五、厚木、横濱、鹿、各機關トノ關係

此此等機關ハ臨時の性質ノモノニシテ本事務會ノ發
足ニ伴ヒ概テ八月三十一日ノ業務終了ト共ニ本
事務會ノ現地機構ニ引續カレキモノナリ。但シ實
際問題トシテハ軍事面ノ事項ニ付テハ軍側ト先
方トノ現地ニ於ケル直接接觸ハ先方亦之ヲ拒ミ居

公
信
案

外
務
省

(日本標準規格 B5)

RM'-0001

0022

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ラナルニ付 出先 軍側ニ於テモ 其ノ積リニテ 對處セ
ラシメント 7 西世 清スル 次第ナリ。

公 信 案 一
外 務 省

(日本標準規格 B5)

陸 軍 案
一、名 稱 (未 定)
對 聯 合 國 事 務 委 員 會
二、系 統
最 高 會 議 乃 至 終 戰 處 理 會 議 ノ 下 ニ ック
三、構 成
委 員 長 外 務 大 臣
副 委 員 長 書 記 官 長
委 員 外 務 省 政 務 局 長
内 務 省 警 保 局 長
藏 務 省 總 務 局 長
陸 軍 省 軍 務 局 長
海 軍 省 總 務 局 長
農 務 省 總 務 局 長

RM'-0001

0023

軍 總動員局長
 運 企畫局長
 厚 勸業局長

四 幹 事

各省高等官若干名

五 本委員會庶務ハ終戦連絡事務局ニ於テ實施ス
 六 本委員會ノ支部ヲ設置スル場合ニハ所在ノ地方總監又ハ地方長官ヲ委員長トシ右三ニ準シ編成ス

大本營及政府終戦事務連絡委員會設置ノ件
 終戦事務ヲ正確且ツ迅速ニ實施勵行スル爲メ大本營及政府ノ連絡機關トシテ左記ニ依リ終戦處理會議ノ下ニ終戦事務連絡委員會ヲ設置ス

(昭和二〇、八、二二)

岡田 決定

左 記

- 一、終戦處理會議ノ下ニ終戦事務連絡委員會ヲ置ク
- 二、終戦事務連絡委員會ハ左ノ事務ヲ行フ
 - 停戦協定事項ヲ正確ニ實施スル爲右事項ニ關スル大本營及政府各機關ノ分擔事務ノ確定及之カ實施促進ニ關スル事項
- 三、前項以外ノ細部ハ別ニ之ヲ定ムルモ事實上即刻之カ事務ヲ執行ス

外 務 省

RM'-0001

0024

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

U.S.A.

批 孤 田 曾 持 書 見

一、名稱(未定)

對 聯合國事務委員會

二、系統

最高會議乃至終戰處理會議ノ下ニツク

三、構成

委員長

外務大臣

副委員長

書記官長

委員

外務省政務局長

内務省警保局長

藏省總務局長

陸軍省軍務局長

海軍省總務局長

農林省總務局長

(大者ニ選キ見ヤ)

外務省

RM'-0001

0025

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

委員等
 三 幹 部
 景 高 會 籍 氏 臣 孫 輝 高
 二 系 統
 機 關 合 團 事 務 委 員 會
 一 各 縣 (未 定)
 組 軍 家

四 幹 事

軍 總 動 員 局 長
 運 企 畫 局 長
 厚 勤 勞 局 長

各省高等官若干名

五 本 委 員 會 庶 務 ハ 終 繼 連 絡 事 務 局 ニ 於 テ 實 施 ス

六 本 委 員 會 ノ 支 部 ヲ 設 置 ス ル 場 合 ニ ハ 所 在 ノ 地 方 總 監 又 ハ 地 方 長 官

ヲ 委 員 長 ト シ 右 三 ニ 準 シ 編 成 ス

委員長ヲ右ノ如クニ列挙スルハ其先運送事務局長
 トスルヲト

外 務 省

RM'-0001

0026

RM'-0001

0027

外務省

昭和二十年八月二十二日

終戦處理會議設置ノ件

第一、終戦ニ關スル重要ナル事項ヲ審議スル爲メ終戦處理會議ヲ設置ス

第二、終戦處理會議ハ左ニ依リ構成ス

内閣總理大臣

外務大臣

陸軍大臣

海軍大臣

近衛國務大臣

參謀總長

軍令部總長

幹事 内閣書記官長

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

新 草 大 田
 内 閣 大 臣
 第二 次 内 閣 大 臣
 第一 次 内 閣 大 臣

但シ 審 議 事 項 ノ 性 質 ニ 應 ジ 全 部 成 員 ニ 依 ル 審 議ヲ 要セザルコトト
 ス 尙ホ 必 要ニ 應ジ 上 記 大 臣 以 外 ノ 各 大 臣ヲ 出 席セシム

外 務 省

RM'-0001

0028

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan



m' 1.2.0.1-1

戦争終末事務局設置ニ關スル件
昭和二十八年八月二十六日

大東亞戦争終末ニ關スル帝國ト聯合國側トノ間ノ事務ヲ處理スル
爲外務省ニ戦争終末事務局（假稱）ヲ置ク

本事務局ニ長官、次長、参事官、書記官、事務官、副、連絡官、
連絡官補、通譯官、通譯官補等ノ職員ヲ置ク

關係各省ヨリモ職員ヲ採用スルコトトシ武官ハ現役武官ヲ充ツル
コトヲ得ルコトトス

本事務局ハ地方ノ必要ナル箇所ニ出張所ヲ設ク

聯合國側ノ要求事項判明シ本事務局ノ規模決定シテ其ノ官制發布
セラルルニ至ル迄是當リ外務省ニ戦争終末事務局準備委員會ヲ設
置ス

本事務局ノ定員ハ外務省在外公館定員ノ一部ノ振替及出員官
リノ定員ノ持寄リヲ以テシ不足ノ部分ハ増員ス

外務



長官

一新長

終戦事務局聯絡委員會ニ於ケル外務省終戦聯絡
中央事務局ニ対スル批判

昭和二十九年九月一日 内閣調査局ニ於テ終戦事務局聯絡
委員會ノ席上 外務省終戦聯絡中央事務局ニ対シテ
如キ批判行ハレタリ

海軍省 中山中佐

米國側ノ能率的中務處理ニ対シ我方ノ受入態勢整
ハズ 特ニ外務省終戦聯絡事務局ノ運営未カ手續
シ、外務省有ルニカレ機因ヲ設ケタルハ失敗ニシテ内閣
所管ノ強力ナリ機因ヲ設ケヘカレトシ

將來 国内 数多ノ如キニ 聯合國側ト連絡委員會設
置セバヘキ也 今迄ノ例ノ如ク 外務省ヨリ委員長ヲ派
遣スルヨリモ 寧ト現地民間人ヲ登用スル等ノ方法ヲ

(日本標準規格B5)

外務省

RM'-0001

0029

RM'-0001

0030

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外務省

講	シテハ如何
運輸者	今井田書記官
運輸者	ニ於テハ運輸事務局ニ入ルヘキ軍用家ヲ準備
シテ居ルモ	未ダ外務省ヨリカニ申入ニ接ヒス
其他一般ニ	本委員会ニ於テハ殆ト毎日如ク本委員
会ニ於テ取扱ヒ居ル	事務ヲ速カニ連絡事務局ニ移シ度
シト	希望ヲ提出セシ居ル状態ナリ

(日本標準規格B5)

給付決定

聯合國側協力レ執務スル帝國官吏ノ取扱ニ關スル件

聯合國軍ノ進駐ニ伴ヒ地方廳又ハ出先機關ヲ通ジ帝國官吏ノ協力ヲ要
 請シ來リタル場合ノ事務ハ其ノ限リニ依リテ之ニ應ジルニ
 於ケル便宜供與、勞務提供其ノ他協力執務ハ何レモ之ヲ臨時其ノ本來
 ノ職務ノ延長トシテ行ラモト看做ス

隨テ身分給與等ハ現在ノ備トシ駐別ノ措置ヲ要セザルモノトス又臨時ニ
 聯合國側ヨリ、待遇差等ニ付テハ臨時ノ措置ヲ要セザル
 但シ右便宜供與、勞務提供其ノ他協力執務ガ長期且經常的ニ行ハルル
 コトトナリタル場合ノ措置ニ付テハ別途考慮スルモノトス

終戦処理会議その他に関する件

（一九四七、一一、二六）

A. 終戦処理会議及び終戦事務連絡委員会

(1) 終戦処理会議

(一) 設立年月日

一九四五年八月二十二日

(二) 構成員

内閣総理大臣

外務大臣

陸軍大臣

海軍大臣

近衛國務大臣

参謀總長

軍令部總長

外務省

幹事 内閣書記官長

ただし審議事項の性質に拠り、必ずしも全構成員による審議を要せず、また上記以外の各大臣をも出席せしめる。

(三) 目的

終戦に関する重要事項の審議

(四) 解散年月日

自然消滅

(五) 終戦事務連絡委員会

(一) 設立年月日

一九四五年八月二十二日

(二) 構成員

委員長 外務大臣

副委員長 内閣書記官長

委員 外務省政務局長

外務省

RM'-0001

0031

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外務省

ひその実施促進に關する事項を掌理する。
 (四) 解散年月日
 終戦連絡事務局の運営に伴い自然消滅す。

外務省

委員
 内務省警保局長
 大藏省總務局長
 陸軍省軍務局長
 海軍省軍務局長
 農林省總務局長
 軍需省總動員局長
 運輸省企畫局長
 厚生省勸業局長
 各省高等官若干名

幹事
 各省高等官若干名

(三) 目的
 終戦事務を正確且つ迅速に実施助行するため大本營及び政府の連絡機關として終戦処理會議の下に設置せられ、その具体的事務としては停戦協定事項を正確に実施するため同事項に關する大本營及び政府各機關の分担事務の確定及

RM'-0001

0033

出張所名	所在地	設置年月日	備考
京都事務局	京都市	一九四五年八月二十六日	
大阪事務局	大阪市	一九四五年八月二十六日	
吳事務局	吳市	一九四五年八月二十六日	一九四六年一月一日 中國事務局と改称す
館山事務局	館山市	一九四五年八月二十六日	
和歌山事務局	和歌山市	一九四五年八月二十六日	
松山事務局	松山市	一九四五年八月二十六日	
福岡事務局	福岡市	一九四五年八月二十六日	
佐世保事務局	佐世保市	一九四五年八月二十六日	
鹿屋事務局	鹿屋町	一九四五年八月二十六日	
計	一四事務局		

外務省

事務局名	所在地	設置年月日	備考
横濱事務局	横滨市	一九四五年八月二十六日	
横須賀局	横須賀市	一九四五年八月二十六日	
仙台事務局	仙台市	一九四五年八月二十六日	一九四六年一月一日 東北事務局と改称す
札幌事務局	札幌市	一九四五年八月二十六日	一九四六年一月一日 北海道事務局と改称す
名古屋事務局	名古屋市	一九四五年八月二十六日	一九四六年一月一日 東海北陸事務局と改称す

外務省

B 終戦連絡中央事務局及び地方事務局
 設置年月日
 (一) 終戦連絡中央事務局 一九四五年八月二十六日
 (二) 終戦連絡地方事務局 第二項参照
 (三) 当初における終戦連絡地方事務局の数及び所在地
 (イ) 事務局

立川出張所	立川市	一九四六	九二〇		
長崎出張所	長崎市	一九四六	一一一		
計	三出張所				
(三) その後一九四六年十二月三十一日までにおける終戦連絡地方事務局の増減 (イ) 事務局の新設または廃止					
事務局名	所在地	設置年月日	廃止年月日	備考	
岡山事務所	岡山市	一九四六			
九州事務所	福岡市	一九四六			
高松事務所	高松市	一九四六			
千葉事務所	千葉市	一九四六			
熊本事務所	熊本市	一九四六			
神戸事務所	神戸市	一九四六			
					一九四六 事務局と四改 一九四六

外務省

久留米事務所	久留木市	一九四六	一一一	一九四六	一一〇
館山事務所	(前)	(掲)	一一一	一九四六	一一〇
松山事務所	(前)	(掲)	一一一	一九四六	一一〇
鹿屋事務所	(前)	(掲)	一一一	一九四六	一一〇
福岡事務所	(前)	(掲)	一一一	一九四六	一一〇
計新設	七	廃止	五		
(二) 出張所の新設または廃止 一九四六年十二月三十一日現在数 一六					
出張所名	所在地	設置年月日	廃止年月日	備考	
松山出張所	松山市	一九四六	一一一		
金澤出張所	金澤市	一九四六	一一一		
福井出張所	福井市	一九四六	一一一		
					松山出張所を廃止し 松山出張所と 新出と

外務省

RM'-0001

0034

奈良出張所	奈良市	一九四六	五	一	一九四七、一一、二〇
大津出張所	大津市	一九四六	五	一	一九四六、一一、一五
舞鶴出張所	舞鶴市	一九四六	五	一	一九四六、一〇、三一
浦和出張所	浦和市	一九四六	五	一	一九四六、一〇、三一
山口出張所	山口市	一九四六	五	一	一九四六、一〇、三一
鹿兒島出張所	鹿兒島市	一九四六	五	一	一九四六、一〇、三一
小倉出張所	小倉市	一九四六	五	一	一九四六、一〇、三一
青森出張所	青森市	一九四六	五	一	一九四六、一〇、三一
大分出張所	大分市	一九四六	五	一	一九四六、一〇、三一
計	新設	一一	三	一	
	廢止	一一	三	一	
	計	一一	三	一	

一九四六年十二月三十一日現在数

備考
 その後一九四七年一月一日以降現在（一九四七、一一、二〇）
 までに事務局四一佐世保、千葉、和歌山及び岡山（出張所八）
 （厚木、金澤、奈良、舞鶴、松山、長崎、福井及び青森）を
 廃止した結果右両者の現在数は前者一一、後者四である。

外務省

〇、一九四五年八月連合軍受入のため設けられた受入委員会

Ⅰ 横浜地区連合軍受入設置委員会

Ⅱ 構成員

委員長 秋山博命 金種公使
 副委員長 藤原神彦 川縣知事
 事務総長 鈴木特命全權公使
 委員 内閣府會計局、内務、陸軍、海軍、逓信、
 運輸、軍需、大蔵の各省及び関係地方廳より
 各一名あり

Ⅲ 連合軍受入場所
 神奈川県横浜地区

Ⅳ 厚木地区連合軍受入設置委員会

Ⅴ 構成員

委員長 有本陸軍中將

外務省

RM'-0001

0035

外務省

1) 構成員

委員長 伊東大使館参事官

委員

、内務、陸軍、海軍、通信、運輸、軍需、大蔵の各省及び関係地方廳より各一名あり

回連合軍受人場所

鹿兒島縣鹿座地区

外務省

委員

、外務、内務、陸軍、海軍、通信、運輸、軍需、大蔵の各省及び関係地方廳より各一名あり

回連合軍受人場所

神奈川縣厚木地区

回龜山地区連合軍受人設置委員会

1) 構成員

委員長

林 龍雄

委員

、内務、陸軍、海軍、通信、運輸、軍需、大蔵の各省及び関係地方廳より各一名あり

回連合軍受人場所

千葉縣龜山地区

回鹿座地区連合軍受人設置委員会

RM'-0001

0036

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan